

調査事業に係る事後評価記載様式

総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

平成21年2月から地域公共交通会議(兼法定協議会)を7回開催(平成22年度全4回開催予定)し、本市の公共交通の現状・問題点・課題の整理やアンケート調査、市民との意見交換会などを通じて、地域における課題・ニーズを幅広く把握した。そのうえで、将来像と4つの基本方針、及び計画の目標とする7つの基本目標と4つの数値目標を設定し、目標を達成するための公共交通施策を検討するなど連携計画策定に向けて必要な調査を行い、計画事業の実施に向け、地域関係者の実質的な合意形成を図った。

連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

3度の合併により市域全体が広域になったが、市域内を運行するバス路線は、合併前の旧市町からの運行体系をそのまま引継いでおり、地域間の結びつきがない状況となっている。そのため、豊川市の各地区について、位置・地勢、人口、施設分布、公共交通の現状に関するデータをまとめることと合わせて、市民に対する住民意向動向調査(アンケート調査)やバス利用実態調査、意見交換会を実施し、市域の一体化を図るにあたり、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した。(別添の豊川市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

新豊川市民病院(平成25年5月連休明け開院予定)の移転状況を踏まえつつ、豊川市のまちづくりの基本となる「豊川市都市計画マスタープラン(平成22年度末に策定予定)」と整合性を図ることで、目指すべきまちづくりの方向性を見据えながら、公共交通の問題点・課題を整理している。(別添の豊川市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

2 地域公共交通に関する目標の設定

地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

アンケート調査や中学校区単位での意見交換会を実施し、地域の問題点・ニーズ等の把握するとともに、バス利用実態調査を実施し、バス利用者数、バス利用者満足度等を把握したうえで、7つの基本目標と4つの数値目標の設定した。数値目標の項目は、行政、交通事業者、地域・住民・利用者の皆が支えて、持続可能な公共交通体系を確立するために、バス利用者数、市民満足度、地域主体で検討したバス路線の運行実施地域数、収支率としている。(別添の豊川市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

将来像や4つの基本方針の実現を目指し、アンケート調査の結果や意見交換会における意見等を踏まえ目標を設定した。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

バス交通関連事業として3つの事業を、利用促進関連事業として8つの事業を選定した。既存のバス路線や鉄道と連絡した利便性の高い公共交通ネットワークの構築や、バス利用者数の増加、公共交通に対する市民満足度の向上に繋げるため、利用実態調査により把握された改善要望を踏まえて選定した。(別添の豊川市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)

<p>自立性・持続性</p>
<p>1 事業の実施に向けての準備</p>
<p>地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p>
<p>平成22年10月、平成23年1月の2回にわたり地域公共交通会議(兼法定協議会)を開催し、取組事業についての具体的な内容やスケジュールについて検討を行った。(別添の豊川市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)</p>
<p>事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p>
<p>平成22年10月、平成23年1月の地域公共交通会議(兼法定協議会)において、バス路線(基幹路線、地域路線)の実証運行について、評価方法の検討を行った。(別添の豊川市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)</p>
<p>事業の実施主体が検討されたか。</p>
<p>平成22年10月、平成23年1月の地域公共交通会議(兼法定協議会)において、事業及び事業実施主体について検討した。選定したバス交通関連事業の3つの事業と、利用促進関連事業の8つの事業のそれぞれについて、豊川市、地域、交通事業者が役割分担し、事業内容に応じた実施主体をそれぞれ位置づけた。地域については、地域が主体となって設置する(仮)地域協議会を事業実施主体として考えている。また、交通事業者については市が委託契約を行い、委託交通事業者の選定方法も含めて、今後地域公共交通会議で検討する予定である。(別添の豊川市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p>
<p>平成23年度から実施する事業については、総合事業(計画事業)による国費のほか、豊川市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、豊川市の平成23年2月議会に平成23年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。</p>
<p>住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p>
<p>総合事業(計画事業)による地域路線の実証運行については、地域住民が主体となって組織された(仮)地域協議会の取り組みのもとに、運行ルート、ダイヤ、サービス水準等の運行計画案の作成や地域の関わり方等を検討するなど、地域住民の協力を前提に進めることとしている。(別添の豊川市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)</p>

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成	
1	協議会における審議体制等
	協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。
	地域公共交通会議(兼法定協議会)の設置要綱により、交通会議の協議事項に、連携計画の策定及び変更、連携計画の実施に係る連絡調整及び連携計画に位置づけられた事業の実施と規定している。また、地域公共交通会議は、年4回程度の開催を想定しており、適宜会議を開催して審議できる体制になっている。(別添の豊川市地域公共交通総合連携計画(案)を参照)
	協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)
	地域公共交通会議(兼法定協議会)には、地域住民・利用者代表として8名が委員として含まれているほか、平成21年度には「住民意向動向調査」や中学校区単位で開催した「公共交通に関する意見交換会」を実施、また平成22年度は平成22年2月に合併した小坂井地区を対象とした「住民意向動向調査」や中学校区単位で「バス路線再編に関する説明会」を実施し、その結果について地域公共交通会議で説明を行い、住民の意見を調査事業に反映した。
2	協議会における審議
	調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。
	平成22年7月、10月、平成23年1月の計3回にわたり地域公共交通会議(兼法定協議会)を開催し、調査事業の実施状況の報告、連携計画案についての協議を重ねた。1月の地域公共交通会議では、調査事業に係る自己評価報告案を報告・審議された。
	協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。
	地域公共交通会議(兼法定協議会)の設置要綱において、会議は原則として公開であると規定している。会議資料や議事録は、インターネットのホームページや市政PRコーナーにおいて公表している。
3	地域関係者の実質的な合意形成
	地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。
	地域公共交通会議(兼法定協議会)において、調査事業の実施や連携計画案策定に向けた協議を重ねていくなかで、計画に定める目標や目標を達成するための事業について、関係者の合意形成がなされた。また、合併前の旧町住民で組織される審議会等に対して、交通会議の進捗状況の説明や、各地区住民に対して「公共交通に関する意見交換会」や「バス路線再編に関する説明会」での連携計画案や事業内容案についての説明を通じて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえる。